

Ⅱ 障害者自立支援法一部改正法の概要

1. 「障害者自立支援法一部改正法」とは

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成22年12月10日に公布され、障害者自立支援法について、次の見直しが行われました。

○利用者負担の見直し

利用者負担について、応能負担の原則を明確化するとともに、障がい福祉サービスと補装具の利用者負担を合算して負担の軽減を図ることとしました。

○障がい者の範囲の見直し

発達障がいも障害者自立支援法の対象となることを明確化しました。

○相談支援の充実

相談支援体制の強化を図るため、障がい者の総合的な相談などを行う基幹相談支援センターの設置や関係機関や団体などで構成する自立支援協議会の活性化を図るとともに、これまで補助事業として実施してきた地域移行支援や地域定着支援を個別給付化し、地域移行の取り組みを強化することとしました。

また、障がい福祉サービスの支給決定プロセスを見直し、事前にサービス等利用計画案を作成して支給決定の参考にするとともに、重度障がい者などに限定されている利用計画作成対象者の大幅な拡大を図ることとしました。

さらに、成年後見制度利用支援事業について、市町村の地域生活支援事業の必須事業としました。

○障がい児支援の強化

障がい児支援について、児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実することとし、これまで障がい種別ごとに分かれていた施設を一元化し、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村に移行するとともに、就学している障がい児に対する放課後等デイサービスや保育所などに通う障がい児に対する保育所等訪問支援を創設しました。

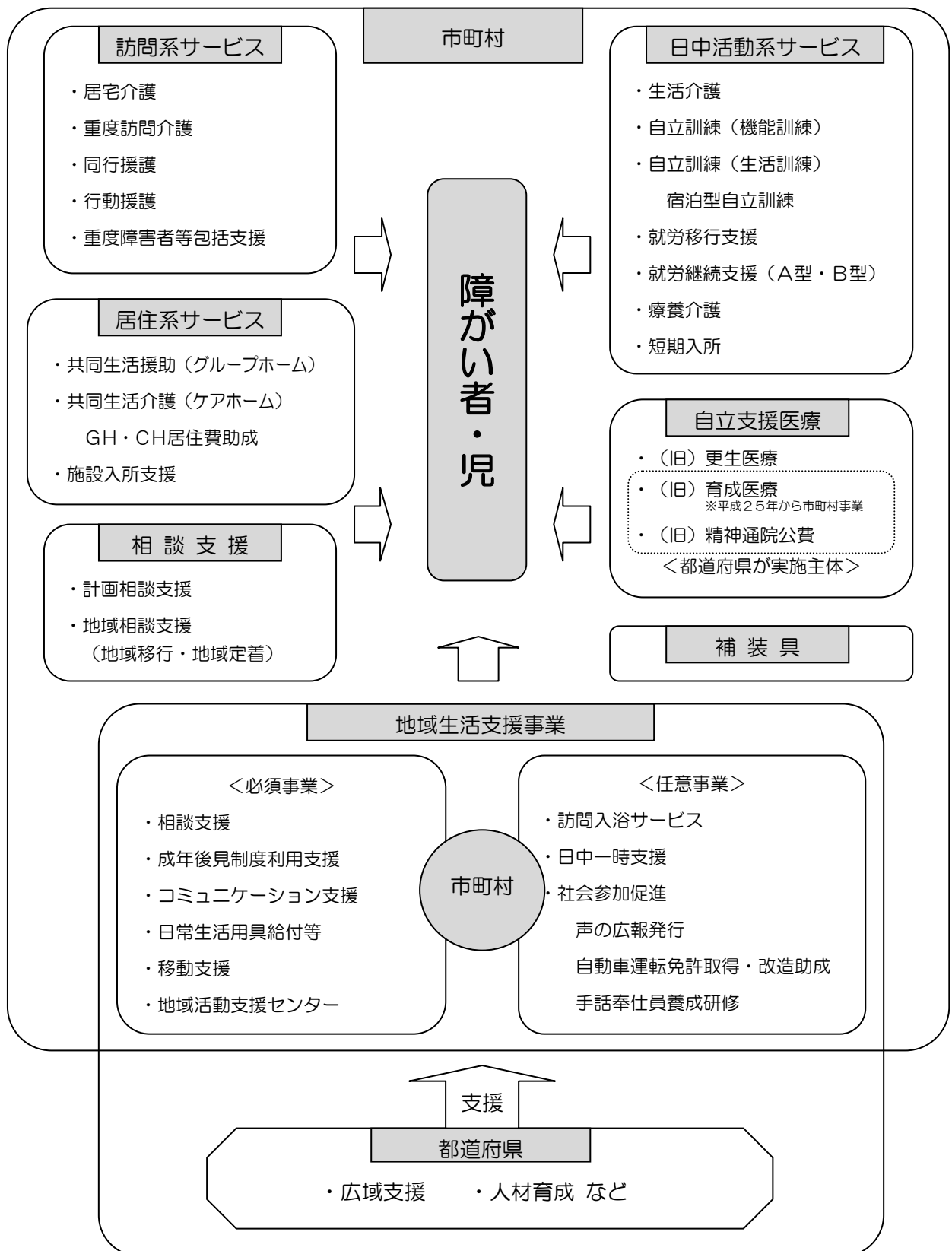
また、これまで児童福祉法による支援を行っていた18歳以上の障がい児施設入所者の日中活動については障害者自立支援法で対応することとし、障がい福祉サービスの適切な提供と支援の継続性を確保することとしました。

○地域における自立した生活のための支援の充実

グループホーム・ケアホームを利用する際の居住費用の助成を行うこととしました。

また、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスとして同行援護を創設しました。

2. 支援体制のイメージ図



3. サービスなどの概要

(1) 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスには、通所して利用するサービスと施設に入所して利用するサービスがあります。さらに入所して利用するサービスは、24時間を通じた施設での生活から地域と交わる暮らしに転換していくため、日中活動系サービスと居住系サービスに分かれます。

① 訪問系サービス

在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスです。

◆居宅介護

居宅において、入浴や排せつ、食事の介護などの援助を行います。

＊障害程度区分1以上

◆重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護の必要な障がい者に、居宅での入浴や排せつ、食事の介護などや外出時における移動中の介護など総合的な援助を行います。

＊次のいずれにも該当する者

- ・障がい程度区分4以上
- ・二肢以上に麻痺がある
- ・障がい程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている

◆同行援護

重度の視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

＊同行援護アセスメント票および同行援護対象者（夜盲等）に係る意見書の基準を満たす者

◆行動援護

知的障がいまたは精神障がいのため行動が著しく困難な障がい者などで常時介護が必要な人に、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護などの援助を行います。

＊障がい程度区分3以上

＊障がい程度区分の認定調査項目のうち、行動障がいやコミュニケーションおよびてんかんに関する12項目中の合計点数が8点以上のいずれにも該当する者

◆重度障がい者等包括支援

常時介護の必要な障がい者などで介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護その他の支援を包括的にを行います。

＊重度訪問看護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきりの状態にある者

＊障がい程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（１１項目）等の合計点数が１５点以上の強度行動障がいのある者

② 日中活動系サービス

障がい者の昼間の活動を支援するサービスを行います。

◆生活介護

常時介護を必要とする障がい者に、日中、施設において、入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会などを提供します。

＊障がい程度区分３以上（施設へ入所する場合は区分４以上）、５１歳以上の場合は障がい程度区分２以上（施設へ入所する場合は区分３以上）

◆自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持向上などのため、一定の支援が必要な身体障がい者に必要な訓練を行います。

◆自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持向上などのため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者に必要な訓練を行います。

・宿泊型自立訓練

地域で自立した生活を目指している障がい者に、一定期間居住の場を提供し、食事や家事など自立生活に必要な訓練を行います。

◆就労移行支援

就労を希望する障がい者に、一定の期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

◆就労継続支援（Ａ型）

６５歳未満の障がい者に、就労に必要な知識、能力の向上を図るため、事業所内において雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。

◆就労継続支援（Ｂ型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

◆療養介護

医療を必要とする障がい者で、常時介護が必要な人に、医療機関などで機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。

＊ASL患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者で、障がい程度区分6の者

＊筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者で、障がい程度区分5以上の者

◆短期入所

居家で介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がい者などに、施設に短期間入所してもらい、入浴や排せつ、食事の介護などの援助を行います。

＊障がい程度区分1以上

③ 居住系サービス

障がい者に住まいの場と各種サービスを提供します。

◆共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むことに支障のない障がい者に、主に夜間に共同生活を営む住居で、相談のほか、日常生活上の援助を行います。

◆共同生活介護（ケアホーム）

共同生活を営む住居で、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、入浴や排せつ、食事の介護などの援助を行います。

＊障がい程度区分2以上

・グループホーム・ケアホーム居住費助成

特定障害者特別給付費（補足給付）として、市民税非課税世帯または生活保護受給世帯の方が利用するグループホームまたはケアホームの家賃を上限1万円まで助成します。

◆施設入所支援

施設に入所している障がい者に、主に夜間に、入浴や排せつ、食事の介護などの援助を行います。

＊障がい程度区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）

（2）計画相談支援・地域相談支援

サービスの支給決定や継続のための計画を作成したり、地域での生活に移行するための準備や移行した後のサポートを行います。

◆計画相談支援

施設入所支援を除く一定以上の種類のサービスを組み合わせて利用することが必要な障がい者に、支給決定時にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとに利用計画の見直しを行います。

◆地域相談支援

ア 地域移行支援

施設や病院に長期間入所などをしてきた障がい者に、地域での生活に移行するための住居の確保や新生活の準備などの支援を行います。

イ 地域定着支援

居家で一人暮らしをしている障がい者に、夜間を含む緊急時の連絡や相談などのサポートを行います。

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者の地域での生活を支えるために市が主体となって取り組む事業です。

① 必須事業

◇相談支援事業

地域の障がい者などの福祉に関する様々な問題について、障がい者などの保護者または障がい者などの介護を行う人からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行い、あわせて指定障がい福祉サービス事業者などとの連絡調整その他の総合的な援助を行います。

また、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向などを考慮し、利用するサービスの種類、内容などを定めた計画を作成するとともに、計画に基づく障がい福祉サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者などとの連絡調整を行います。

◇成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用と思われる障がい者が、経費の補助を受けなければ利用が困難と認められる場合に、申立費用および後見人などの報酬を助成します。

◇コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能など、意志疎通を図ることに支障がある障がい者などに、仲介する手話通訳者の派遣などを行い、意志疎通の円滑化を図ります。

◇日常生活用具給付等事業

重度障がい者などに、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付または貸与することなどにより、日常生活の便宜を図ります。

◇移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者などが円滑に外出することができるよう、障がい者などの移動の支援を行います。

◇地域活動支援センター事業

通所する障がい者などに、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などの支援を行います。

② 任意事業

◇訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅にて入浴サービスを提供します。

◇日中一時支援事業

障がい者などの日中における活動の場を確保、提供し、障がい者などの家族の就労支援および障がい者などを日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

◇社会参加促進事業

ア 声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、障がい者にわかりやすい方法により、地方自治体などの広報や地域生活をするうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。

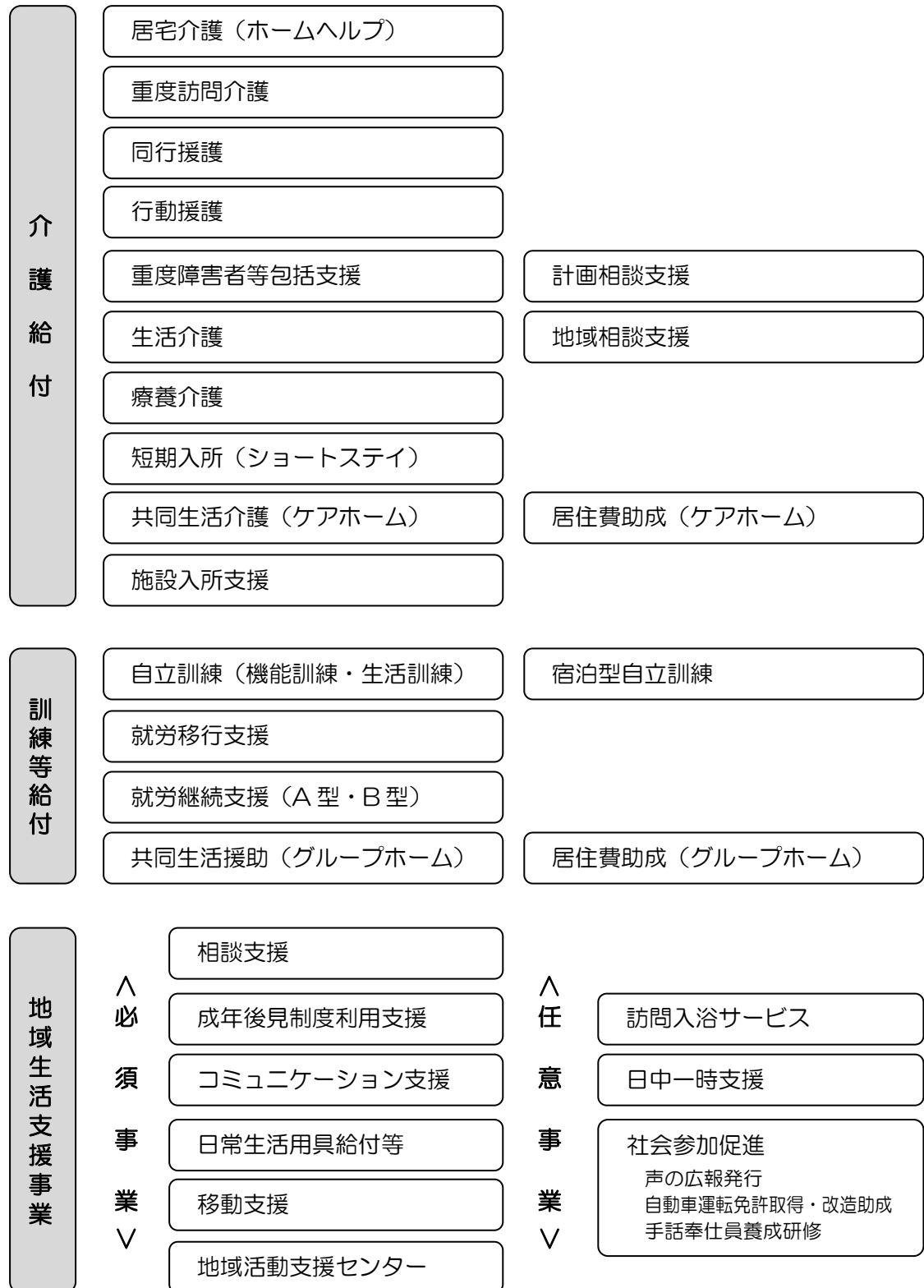
イ 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得および自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

ウ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者などとの交流活動を促進するため、自治体の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

■ 障害福祉サービスに係る自立支援給付等の体系



○介護給付

障がい程度が一定以上の人に、生活上または療養上の必要な介護支援を行うものです。

○訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行うものです。

○地域生活支援事業

地域の社会資源の状況や地理的条件、利用者の状況に合わせて事業の詳細を決定し、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を効率的・効果的に行うもので、市町村が行うものと都道府県が行うものがあり、必須事業と任意事業があります。

■ 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動系サービス）と夜のサービス（居住系サービス）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

例えば、現在、身体障害者療護施設を利用している常時介護が必要な方は、日中活動系サービスの生活介護事業と居住系サービスの施設入所支援を組み合わせる利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は日中活動系サービスを利用し続けることが可能です。

<日中活動の場>

以下から1または複数の事業を選択

- ・療養介護
- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・地域活動支援センター（地域生活支援事業）



<住まいの場>

- ・施設入所支援
- または
- ・居住支援（ケアホーム・グループホーム）

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施